

令和7年度菊陽町立小・中学校学習者用タブレット端末(Windows モデル)

調達業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

本事業の実施効果を最大限に高めるため、受託者が有する企画提案及び業務遂行能力等の専門性の高いスキル等を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務内容

(1) 事業名

令和7年度菊陽町立小・中学校学習者用タブレット端末(Windows モデル) 調達業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度菊陽町立小・中学校学習者用タブレット端末(Windows モデル) 調達業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 上限費用

628,732,000 円(税込み)

別添「令和7年度菊陽町立小・中学校学習者用タブレット端末(Windows モデル) 調達業務仕様書」の「3 調達方法及び要件等(6)」に記載されている内容を踏まえて提案を行うこと

(5) 調達方法

別添「別紙1 令和7年度機器調達一覧」のとおり

3 受託者の要件

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 菊陽町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 契約締結までの間に、本町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成22年菊陽町要綱第29号)第3条第1項各号の規定に該当しないこと。破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者

- (8) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- (9) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (10) 提案者は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001 に適合していること。
- (11) 提案者はマイクロソフト認定「ゼロタッチデバイス 管理パートナー」以上であること。
- (12) 提案者は令和2年(2020年)度以降、熊本県内の自治体への学習者用タブレットの導入において、1自治体あたり1,000台以上の導入実績が複数あること。
- (13) 提案者は、事業化に向け必要となる町その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

4 受託者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

5 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下「参加表明書等」と総称する。)を提出する。

① 提出書類

ア 参加表明書(別紙様式1)

イ 参加資格審査調書(別紙様式2)

導入実績については契約書の控えを添付すること。

ウ 応募団体の概要が分かるもの(任意様式)、会社パンフレット等

② 問合せ及び提出先

「12 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和7年6月23日(月)午後5時(必着)

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

(2) 質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書(別紙様式3)により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザルの参加表明者全員に電子メールで送付する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「12 問合せ先」に同じ

③ 質問受付期限

質問の受付期限は、令和7年6月23日（月）午後5時までとする。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 企画提案内容 ※1

ウ 機能要件一覧表（別紙様式6）

エ 見積書（任意様式でその内訳を記載） ※2

※1 A4横置きサイズ

※2 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

② 質問受付

「12 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

原本2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（PDF）で提出すること。

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ止めすること

（ファイリング不要。）

提出書類は、①のアからエの順番で添付すること。

④ 企画提案内容

ア 実施方針

受託した場合のプロジェクトの遂行管理方法、リスク管理、品質管理計画及びスケジュールを記載すること。なお、納品工程についてできるだけ具体的に記載すること。

イ 業務実施体制

効果的に業務を実施するための人員が確保され、本町からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制を記載すること。

また、プロジェクト責任者及びメンバーの資格や過去の実績及び事業者として高い知識とセキュリティを確保してプロジェクトを遂行できることを記載すること。

ウ 学習者用コンピュータ

選定した製品が仕様を満たし、かつ、高品質で耐久性が高いことを具体的に示すこと。また、付属品や端末管理機能（MDM）、Web フィルタリング、保守・保証についても、機能や提案内容について記載すること。

エ 納品

納品作業について、効率的で安全に実施する方法を具体的に記載すること。また、利用者が実施する必要性がある作業についても具体的に記載すること。

オ 機器回収

機器の回収について、提案内容について無償及び有償で対応可能な範囲を記載すること。なお、データ消去作業は別調達とし、本調達には含まない。

カ 実績

令和2年(2020年)度以降、熊本県内の自治体への学習者用タブレットの導入実績を具体的に記載すること。なお、導入年度や自治体、導入台数が分かるように記載すること。

キ その他

仕様書に記載が無いもので、児童生徒にとって教育的効果の高いサービスや教育現場における業務効率化や運用負荷低減等の学びを止めないサービス、ICTの利用促進及びコスト低減等に資する提案があれば記載すること。

⑤ 提出期限

令和7年7月3日(木)午後5時(必着)

提出先は「12 問合せ先」に同じ

※原紙の提出方法は持参又は郵送とし、電子データはメールで期限までに必着とする。

6 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和7年7月10日(木) ※開始時間は別途連絡

イ 場所・方法

菊陽町の会議室等 ※詳細は別途連絡

プレゼンテーションは原則会場での対面方式とし、プレゼンテーションは大型モニターで行うこと(会場には、大型モニター及びHDMIケーブルを準備しており、利用が可能)。

② 説明者

本業務委託の責任者が説明を行うこと。

③ プレゼンテーションに関する留意事項

ア 持ち時間

提案者1者につき20分(その後、15分間の質疑応答)を予定

イ 資料等

企画提案書を使ってプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は可能とする。使用希望の有無及び使用機器については参加表明書に記載すること。

なお、プレゼンテーションにおいては企画提案書に記載された以外の内容を話した場合、当該部分は評価対象としない。

ウ 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、1提案者当たり5名までとする。

エ 質疑

提案内容についての質疑は、審査員のみできるものとする。

(2) 審査方法等

①選定委員会

ア 企画書等を評価するために、職員及び教職員で構成する選定委員会を設置する。

イ 選定委員会に委員長を置き、委員長は教育長が任命する。

②審査方法

ア 選定委員会にて企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、「別紙2 評価基準表」により審査を行う。

イ 合計点が配点の6割以上の評価を受け、かつ、最上位の得点者を受託候補者として選定する。

ウ 合計点が同点となった場合、審査員の協議によって決定する。

(3) 結果通知

受託候補者及びプレゼンテーションに参加した者に対し、選定の結果通知を書面にて行う。

7 契約

受託候補者と本町の間において企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、受託候補者と本町が契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議の上、契約を締結する場合がある。

契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び各調達設置者の条例の規定に基づき議会の議決を要する場合、仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。議会の議決が得られない時は、本件の契約は無効とする。

8 契約書の作成

契約書については、本町と受託候補者が協議して作成する。

9 契約保証金

契約保証金については、本町と受託候補者が協議して決定する。

10 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

② 参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。

③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付資料も含め参加者に返却しないも

のとする。

- ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤ 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
 - ⑥ 審査に対して異議申立てはできないものとし、選考方法、選考内容についての問い合わせも応じないこととする。
 - ⑦ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、本町は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑧ 参加表明手続を行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
 - ⑨ 見積書に記載の金額が上限費用を超えた場合は失格とする。
- (3) 本町は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「3受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (4) 受託候補者の決定後、受託候補者は本町と契約を締結するにあたり、本町が定める随意契約等の入札参加資格要件を満たすよう申請等の手続を行うこと。

11 スケジュール（予定）

○参加表明書提出期限	令和7年6月23日（月）午後5時必着
○質問期限	令和7年6月23日（月）午後5時必着
○企画提案書受付開始	令和7年6月25日（水）
○企画提案書提出期限	令和7年7月3日（木）午後5時必着
○審査会（プレゼンテーション）	令和7年7月10日（木） ※詳細は後日連絡
○結果通知	審査後、審査結果を通知
○契約内容協議・契約締結	審査会以降速やかに
○業務終了	令和8年3月31日（火）

12 問合せ先

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町教育委員会学務課

電話 096-232-4918（直通）FAX 096-233-4010

E-mail gakkokyoiku@town.kikuyo.lg.jp